

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
石油資源開発株式会社
代表取締役社長 渡 辺 修

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、この度の東日本大震災に被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成23年6月23日（木曜日）までに到着するよう折返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
東京ステーションコンファレンス 「サピアホール」
(サピアタワー5階)
(末尾の「株主総会会場案内図」をご参照のうえ、ご来場下さい。)

3. 目的事項
報告事項

1. 第41期^{〔自 平成22年4月1日〕}_{〔至 平成23年3月31日〕}事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第41期^{〔自 平成22年4月1日〕}_{〔至 平成23年3月31日〕}計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役14名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件
- 第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

以 上

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

※株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.japex.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

〔自 平成22年4月1日〕
〔至 平成23年3月31日〕

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、年度当初より個人消費や企業収益などに改善傾向が見られ、持ち直しの動きを示してきたところではありますが、失業率が高水準にあるなど依然として厳しく、また、年度末に発生した東日本大震災の影響が懸念されるなど、先行き不透明な状況にあります。

原油C I F 価格は、年度当初より概ね1バレル70ドル台後半を推移していましたが、秋頃より緩やかな上昇をみせ、1月には90ドルを突破し、その後の中東及び北アフリカにおける政情不安の影響もあり、年度末時点には100ドル台の高水準となっています。

為替相場は、年度当初の1ドル90円台前半から、徐々に円高が進み、秋口から年度末にかけて80円台前半で推移しましたが、原油C I F 価格の上昇が寄与し、当社グループの原油販売価格は、年度平均では前年度に比べ上昇しました。

一方、天然ガスについては、原油価格の上昇に伴う石油製品等の価格上昇によって、競合エネルギーとの相対的な競争力は増しているものの、規制緩和や需要の高まりに伴う供給インフラ整備をはじめとする参入の動きが継続していることのほか、東日本大震災の影響も相俟って、液化天然ガス(LNG)の調達を含む市場環境は不確実な色合いを増す状況となりました。

このような状況のもとで、当社グループは、社会生活に不可欠なエネルギーの長期安定供給を目指して、生産、輸送の安全操業に努めるほか、国内外における効率的な探鉱開発に全力を注いでまいりました。

まず、天然ガスの供給については、新潟・仙台間及び白石・郡山間ガスパイプライン等を活用して、沿線地域の需要開拓に積極的に取り組み、拡販を続けております。

加えて、パイプライン沿線以外の地域に対する天然ガスの供給については、LNGとしてタンクローリー輸送及び鉄道を利用したタンクコンテナ輸送により、新規顧客の獲得に努めております。北海道における勇払LNGプラントからの供給についても順調に販売を続けております。

なお、東日本大震災によって、パイプラインによる宮城県内及び福島県内のお客様への天然ガスの供給を一部停止いたしました。地震発生から約1週間後には順次、再開いたしました。

特に、新潟・仙台間ガスパイプラインのうち仙台新港構内の地上附帯設備に損傷を受けましたが、仮復旧作業を速やかに完了させ、3月23日には同設備を通じ、仙台市及び周辺地域の一般家庭等に供給される都市ガスの原料として、天然ガスの供給を再開しております。

次に、探鉱開発の状況については、国内の探鉱作業として、秋田県で1坑の試掘を終了しております。

一方、海外の探鉱開発については、イラク南部陸上において、㈱ジャペックスガラフがガラフ油田の開発作業開始に向けた準備を進めております。

インドネシアにおいては、ブトン島陸海域において、㈱ジャペックスブトンが試掘実施に向けた準備作業を実施いたしました。また、スマトラ島北部陸上においては、㈱ジャペックスBlock Aが、ガス田の開発作業開始に向けた準備を進めております。さらに、カリマンタン島東部においては、日本コールベッドメタン㈱が、コールベッドメタン開発に向けた評価作業を実施しております。

リビアにおいては、㈱ジャペックスリビアが地中海沿岸において試掘作業を実施いたしました。

海外の生産中の主要プロジェクト会社の状況については、まず、カナダのアルバータ州では、カナダオイルサンド㈱が、水平坑井を利用したビチューメンの生産を継続しております。

インドネシアのジャワ島東部海域では、カンゲアン鉱区において、エネルギー メガ プラタマ社が開発作業を行うとともに、原油、ガスの生産を行っております。

また、同じくカリマンタン島東部で㈱ユニバースガスアンドオイルが原油、ガスの生産を続けております。

さらに、ロシアのサハリン島北東部沖合では、サハリン石油ガス開発㈱が、原油、ガスの生産を行っております。

当年度の業績については、天然ガスの販売数量の増加及び販売価格の上昇等により、原油・天然ガス（LNG及びビチューメンを含む）の売上高は、前年度比約2.8%増の1,528億1千9百万円となりました。

これに、請負及びその他の売上を加えた売上高は、前年度より連結子会社に加わった㈱ジャペックスエネルギーの石油製品等の売上高が増加したことにより、前年度比約11.1%増の1,996億5千1百万円となりましたが、石油製品等の売上原価及び減価償却費等が増加したこと等により、売上総利益は前年度比約0.8%増に留まり、547億3千2百万円となりました。

〔連結売上高〕

(百万円)

	平成21年度 第40期	平成22年度 第41期	増 減 (%)
(石油・天然ガス関連事業)			
原油・天然ガス	148,604	152,819	2.8
原油	69,308	67,488	-2.6
天然ガス	55,593	61,090	9.9
液化天然ガス	12,268	14,100	14.9
ピチューメン	11,433	10,141	-11.3
請負	4,859	7,031	44.7
その他	26,289	39,801	51.4
〔連結売上高〕	179,752	199,651	11.1

営業利益については、海外での探鉱費が減少したものの、北海道及び秋田県での試探掘作業等による国内での探鉱費が増加した結果、前年度比約5.6%増の138億4千9百万円となりました。

一方、経常利益は、受取配当金の減少及び有価証券評価損の増加等により、前年度比約26.2%減の171億2千2百万円となりました。

さらに、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額及び東日本大震災に伴う損失を特別損失として計上したこと等により、当期純利益は、前年度比約44.2%減の100億1千万円となりました。

以下、当連結会計年度における概況につき、項目別にご報告いたします。

国内の石油・天然ガス探鉱開発の状況

秋田県において地下の深部情報を得るべく物理探鉱を実施するとともに、既発見地域の周辺で試掘を実施する等、埋蔵量の確保、増大に全力を注ぎました。試探掘作業の状況は次のとおりです。

[試探掘作業の状況]

作業地域	坑井名	坑井種別	作業期間	結果
北海道 苫小牧市	あけぼのSK-5D	探掘井	H22. 4～H22. 10	成功
秋田県 由利本荘市	小友SK-1D	試掘井	H22. 12～H23. 2	廃坑

海外事業の状況

当年度における当社グループが関与する主要な海外プロジェクトの事業状況は次のとおりです。

対象国（地域）	会社名	事業状況
インドネシア (カリマンタン島東部)	㈱ユニバースガスアンドオイル	・生産物分与契約に基づくBP社及びENI社他との共同探鉱開発事業。既存油・ガス田より生産中。
	日本コールベッドメタン㈱	・生産物分与契約に基づくBP社及びENI社他との共同探鉱開発事業。コールベッドメタン開発に向けた評価作業を実施中。
(スマトラ島北部)	㈱ジャベックスBlock A	・生産物分与契約に基づく、メドコ社（インドネシア）及びプレミア社（英国）との共同探鉱開発事業。ガス田開発に向け作業中。
(ブトン島)	㈱ジャベックスブトン	・生産物分与契約に基づく、プレミア社及びクフベック社（クウェート）との共同探鉱開発事業。試掘開始に向けた準備作業を実施。
(ジャワ島東部海域)	Energi Mega Pratama Inc. (エネルギーメガプラタマ社)	・生産物分与契約に基づく探鉱開発事業。現地操業会社 Kangean Energy Indonesia Ltd.（カンゲアン エナジー インドネシア社）により既存油・ガス田の生産及び開発作業を実施。
マレーシア (サラワク沖)	Japex (U. S.) Corp. (ジャベックス・ユーエス社)	・マレーシア LNG IIIプロジェクトへの出資。
ロシア (サハリン島陸棚)	サハリン石油ガス開発㈱	・生産物分与契約に基づくエクソンモービル社他との共同探鉱開発事業。開発作業を継続中。
カナダ (アルバータ州)	カナダオイルサンド㈱	・鉱区リース契約に基づく、現地操業会社 Japan Canada Oil Sands Ltd.（ジャパン カナダ オイル サンド社）によるオイルサンド探鉱開発事業。ピチューメンを生産。
イラン (イラン海上)	J J I S & N B. V. (ジェージェーアイ エスアンドエヌ社)	・パイバック契約に基づくシェル社他との共同開発事業。Soroosh&Nowrooz油田より生産中。

対象国（地域）	会社名	事業状況
イラク （イラク南部陸上）	㈱ジャペックスガラフ	・開発生産サービス契約に基づくペトロナス社（マレーシア）他との共同開発事業。ガラフ油田開発に向けた準備作業を実施。
リビア （リビア陸上及び海上）	㈱ジャペックスリビア	・2鉱区における生産物分与契約に基づく探鉱開発事業。1鉱区は単独、他鉱区はJ X日鉱日石開発㈱及び三菱商事㈱との共同探鉱開発事業。試掘作業を実施。これまでの探鉱作業の結果、所期の成果を得られず、プロジェクトの終結を決定。

原油、天然ガスの生産・販売の状況

当年度における原油、天然ガスの生産・販売の状況（数量）は次のとおりです。

〔当社グループの生産量〕

製品名	平成21年度 第40期	平成22年度 第41期	増減 （%）
原油 [kl]	614,401	563,374	－ 8.3
天然ガス [千m ³]	1,250,630	1,268,801	1.5
液化天然ガス [t]	57,599	44,565	－22.6
ビチューメン [kl]	411,603	409,116	－ 0.6

（注） 天然ガス生産量の一部は、液化天然ガスの原料として使用しております。

なお、当社グループの主要な油・ガス田は、勇払油ガス田（北海道）、申川油田、由利原油ガス田、鮎川油ガス田（以上秋田県）、岩船沖油ガス田、東新潟、吉井、片貝各ガス田（以上新潟県）等です。このほか、ビチューメンは、カナダ アルバータ州のHangingstone（ハンギングストーン）鉱区にて生産されております。

〔当社グループの販売量〕

製 品 名	平成21年度 第40期	平成22年度 第41期	増 減 (%)
原 油 [kl]	1,714,012	1,489,705	-13.1
天 然 ガ ス [千m ³]	1,499,236	1,553,770	3.6
液化天然ガス [t]	186,268	209,549	12.5
ピチューメン [kl]	411,394	409,359	-0.5

(注) 上記の販売量には商品売上の数量が含まれております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は219億円（前年度288億円）であり、主なものとしては、片貝鉱場生産施設増強工事、北海道鉱業所におけるLNG受入基地建設工事及び生産施設工事のほか、イラクガラフ油田の開発に係る投資額等が含まれています。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中、インドネシア カングアン鉱区開発資金宛に45億円の長期借入を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況、他の会社の事業の譲受けの状況、他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分、吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

[単位：百万円]（※を除く）

区 分	平成19年度 第38期	平成20年度 第39期	平成21年度 第40期	平成22年度 第41期
売 上 高	207,638	202,127	179,752	199,651
経 常 利 益	27,247	22,358	23,206	17,122
当 期 純 利 益	20,097	12,560	17,939	10,010
1株当たり当期純利益(※)	351円65銭	219円77銭	313円88銭	175円16銭
総 資 産	620,946	500,444	521,009	516,098
純 資 産	448,226	378,227	398,747	393,689
1株当たり純資産額(※)	7,696円00銭	6,486円85銭	6,839円05銭	6,743円83銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社には親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当社の出資 比率(%)	主 要 な 事 業 内 容 (対 象 地 域)
(株) ジャベックスリビア	4,450	100.0	石油資源の探鉱開発 (リビア国陸上及び海上)
白 根 瓦 斯 (株)	3,000	100.0	新潟県燕市、新潟市における ガスの製造、供給及び販売
(株)地球科学総合研究所	2,100	100.0	物理探鉱作業請負、物理探鉱 技術開発
(株)ジャベックスB l o c k A	1,415	100.0	石油資源の探鉱開発 (インドネシア共和国スマトラ島北部陸上)
(株) ジャベックスブトン	815	100.0	石油資源の探鉱開発 (インドネシア共和国ブトン島陸海域)
(株)物理計測コンサルタント	446	100.0	物理検層、マッドロッキング 作業請負
エスケイエンジニアリング(株)	300	100.0	坑井掘削、エンジニアリング 業務請負
秋田県天然瓦斯輸送(株)	250	100.0	秋田県におけるパイプライン による天然ガス輸送
エ ス ケ イ 産 業 (株)	90	100.0	石油製品の製造及び販売、不動産管 理、保険及び旅行代理店
(株)ジャベックスパイプライン	80	100.0	パイプラインの保守、管理
北 日 本 オ イ ル (株)	80	100.0	原油の精製加工及び販売、廃 油の再生処理
Japex (U. S.) Corp. (ジャベックス・ユーエス社)	(千米ドル) 8,000	100.0	マレーシアLNGⅢプロジェ クトへの出資
(株)ジャベックスエネルギー	90	90.0	石油製品等及びLNGの仕入 販売
北 日 本 防 災 警 備 (株)	30	87.3	産業防災業務、警備保障業務
カナダオイルサンド(株)	1,682	86.6	オイルサンドの探鉱開発、生産 (カナダアルバータ州)
(株) ジャベックスガラフ	5,629	71.9	石油資源の探鉱開発 (イラク共和国南部陸上)
日本海洋石油資源開発(株)	5,963	70.6	日本海大陸棚の石油資源の探 鉱開発、生産

- (注) 1. (株)ジャベックスB l o c k Aは、平成22年8月26日付にて8千万円(うち資本金への充当額は4千万円)、平成22年11月22日付にて8千万円(うち資本金への充当額は4千万円)、さらに平成23年1月26日付にて1億円(うち資本金への充当額は5千万円)の増資を行いました。
2. Japex (U. S.) Corp. は、平成22年8月26日付にて10,000千米ドル、平成23年2月15日付にて7,000千米ドルの有償減資を行いました。

3. ㈱ジャペックスグラフは、平成22年9月30日付にて8億円（うち資本金への充当額は4億円）、平成22年10月28日付にて7億円（うち資本金への充当額は3億5千万円）、さらに平成23年2月24日付にて31億5千9百万円（うち資本金への充当額は15億7千9百万円）の増資を行いました。
4. ㈱ジャペックスブトンは、平成23年2月25日付にて1億5千万円（うち資本金への充当額は7千5百万円）の増資を行いました。
5. ㈱ジャペックスリビアは、平成23年5月7日付にて43億5千万円の減資を行い、資本金が1億円となりました。

③ 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当社の出資 比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容 (対 象 地 域)
㈱ テ ル ナ イ ト	98	47.0	掘削用調泥剤の製造販売、泥水技術サービス
東 北 天 然 ガ ス ㈱	300	45.0	天然ガス、石油系燃料の購入、販売
J J I S & N B . V . (ジェージェーアイ エスアンドエヌ社)	(千ユーロ) 36,883	41.7 (62.5)	石油資源の開発、生産 (イラン・イスラム共和国海上)
日本コールベッドメタン㈱	175	40.1	コールベッドメタンの探鉱開発 (インドネシア共和国カリマンタン島東部)
㈱ユニバースガスアンドオイル	9,443	33.4 (40.1)	石油資源の探鉱開発、生産 (インドネシア共和国カリマンタン島東部)
北九州エル・エヌ・ジー・ローリー販売㈱	30	33.0	九州地方における液化天然ガスの輸送、販売
日 本 海 洋 掘 削 ㈱	7,572	30.8	海洋における石油資源の掘削請負
Energi Mega Pratama Inc. (エネルギー メガ プラタマ社)	(千米ドル) 52,000	25.0	石油資源の探鉱開発、生産 (インドネシア共和国ジャワ島東部海域)

- (注) 1. 出資比率の()は、国(経済産業大臣)を除く民間株主出資分中の当社の出資比率です。
2. 日本コールベッドメタン㈱は、平成22年6月22日付にて1億円（うち資本金への充当額は5千万円）、平成22年12月20日付にて1億円（うち資本金への充当額は5千万円）の増資を行いました。

④ その他重要な出資会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当社の出資 比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容 (対 象 地 域)
サハリン石油ガス開発㈱	22,592	14.5 (28.9)	石油資源の探鉱開発、生産 (ロシアサハリン島陸棚)
国 際 石 油 開 発 帝 石 ㈱	290,809	7.3 (9.0)	石油資源の探鉱開発、生産

- (注) 1. 出資比率の()は、国(経済産業大臣)を除く民間株主出資分中の当社の出資比率です。
2. 国際石油開発帝石㈱は、平成22年8月に5,216億1千9百万円（うち資本金への充当額は2,608億9百万円）の公募増資等を行いました。

(4) 対処すべき課題

生産・販売により減少する埋蔵量を維持・拡大し長期に亘り安定的な石油・天然ガスの供給体制の整備を図ることは、探鉱・開発・販売を事業の骨格とする当社において重要な課題です。また、国内天然ガス事業に係る競争環境の激化や地球温暖化対策の重要性の高まりといった社会情勢の変化等、当社を取り巻く経営環境の変化に対応するため、平成20年5月、当社は「探鉱・開発の効率的実施と新規埋蔵量の発見」、「効率的な天然ガス一貫操業システムの強化」、「技術研究開発及び環境問題への取り組み」の3項目を経営目標の中心に位置付けた中期事業計画を公表し、長期的視点に立った重点経営課題とその達成に向けた取組み方針を明確化することにより、企業価値のより一層の向上を目指すことといたしました。

この中期事業計画において、当社は埋蔵量、天然ガス販売量、天然ガス及び国産自社原油売上について、平成25年3月期を目途とした定量目標を掲げましたが（その後、天然ガス販売量については平成26年3月期目途に変更）、この間の取組みにより、いずれの目標も平成24年3月期までの達成が見込まれる状況に至ったことから、当社は平成24年3月期から平成28年3月期までの5年間を対象とした新中期事業計画を策定いたしました。

新中期事業計画においては、世界的な資源開発競争の激化や不安定なエネルギー価格動向が見込まれるほか、国内天然ガス事業に係る一層の競争激化、環境問題への社会的意識の高まり等が想定されるとの認識の下、引き続きE&P（石油・天然ガスの探鉱・開発・生産）事業、国内天然ガス事業及び環境・新技術事業を当社事業拡大に向けた3本柱と位置付けるとともに、国内外における既存資産の価値最大化を基本としつつ、これら3事業（特に海外事業）への新規投資を通じた収益拡大を目指します。

また、E&P事業については、成長ストーリーの実現に向けて3段階の定量目標（①平成23年度から平成27年度における投資にかかる海外比率の引上げ、②平成27年度までに連結生産量を日量7万バレルまで拡大、③平成32年度までに連結埋蔵量を原油換算で4.5億バレルまで拡大）を掲げております。

当社グループは、このような取組みを通じて事業基盤及び競争力の一層の強化に努め、徹底した経営効率化を進めることにより、企業グループとしての持続的発展と株主価値の最大化を図る所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

当社グループは、次のとおり原油・天然ガスの探鉱開発をはじめとする石油・天然ガス関連事業を行っております。

[石油・天然ガス関連事業]

種 別	事 業 内 容
原油・天然ガス	・原油・天然ガスの探鉱開発、生産、仕入、販売（LNG及びビチューメンに関する事業を含む）
請負	・坑井の掘削作業、坑井に関する作業、物理探鉱作業、パイプライン保守管理等の請負
その他	・LPG、C重油等の石油製品及びガス製品の製造、販売等 ・原油、天然ガス及びLNGの受託輸送

(6) 主要な営業所及び工場（平成23年3月31日現在）

[石油・天然ガス関連事業]

原油・天然ガス	当社 本社	東京都千代田区		
	日本海洋石油資源開発株式会社 本社	東京都千代田区		
	国内事業拠点	当社 北海道鉱業所	北海道苫小牧市	
		秋田鉱業所	秋田県秋田市	
		長岡鉱業所	新潟県長岡市	
		日本海洋石油資源開発株式会社新潟鉱業所	新潟県新潟市	
		白根瓦斯(株)	新潟県燕市	
	海外事業拠点	当社 ロンドン事務所	英国ロンドン市	
		ドバイ事務所	アラブ首長国連邦ドバイ	
		ヒューストン事務所	米国テキサス州ヒューストン市	
		北京事務所	中華人民共和国北京市	
		ジャカルタ事務所	インドネシア共和国ジャカルタ市	
		カナダオイルサンド(株)	カナダアルバータ州カルガリー市	
		(株)ジャベックスリビア	リビア トリポリ市	
(株)ジャベックスブトン	インドネシア共和国ジャカルタ市			
研究開発拠点	当社 技術研究所	千葉県千葉市		
請負	国内事業拠点	(株)地球科学総合研究所	東京都文京区	
		(株)物理計測コンサルタント	東京都千代田区	
		エスケイエンジニアリング(株)	東京都千代田区	
		(株)ジャベックスバイブライン	新潟県長岡市	
		北日本防災警備(株)	新潟県新潟市	
その他	国内事業拠点	エスケイ産業(株)	東京都港区	
		(株)ジャベックスエネルギー	東京都千代田区	
		北日本オイル(株)	山形県酒田市	
		秋田県天然瓦斯輸送(株)	秋田県秋田市	

(7) 使用人の状況（平成23年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,728名 (478)	-7名 (+13)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
867名 (169)	-2名 (+9)	39.6歳	17.2年

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者は（ ）内に外数で記載しております。

2. 平均年齢、平均勤続年数の算出にあたっては、使用人のうち他社からの出向者等（50名）を除外しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成23年3月31日現在）

借入先	借入残高
㈱日本政策金融公庫（国際協力銀行）	7,304百万円
シンジケートローン（注）	7,000
㈱日本政策投資銀行	3,888
㈱みずほコーポレート銀行	3,326
㈱三菱東京UFJ銀行	2,494
日本生命保険（相）	2,000
住友信託銀行（㈱）	1,663

(注) メリルリンチ日本ファイナンス㈱をエージェントとし、三井生命保険㈱、㈱西日本シティ銀行他4社からのローンにより構成される協調融資です。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度中、記載すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成23年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 120,000,000株
- ② 発行済株式の総数 57,154,776株
- ③ 株主数 17,404名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
経済産業大臣	19,432,724株	34.00%
国際石油開発帝石(株)	2,852,212	4.99
J Xホールディングス(株)	2,299,884	4.02
日本マスタートラスト信託銀行(信託口)	1,873,500	3.28
J F Eエンジニアリング(株)	1,848,012	3.23
日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口)	1,541,000	2.70
(株)みずほコーポレート銀行	720,152	1.26
伊藤忠商事(株)	698,000	1.22
モルガンスタンレーアンドカンパニーインク	694,582	1.22
住友金属工業(株)	610,316	1.07

(注) 持株比率は、自己株式 (2,105株) を控除して算出しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況（平成23年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会 長	棚 橋 祐 治	カナダオイルサンド(株)取締役 日本海洋石油資源開発(株)取締役
* 1 代表取締役 社 長	渡 辺 修	(株)ジャベックスグラフ代表取締役社長 日本海洋石油資源開発(株)代表取締役社長
* 2 代表取締役 副 社 長	鈴 木 勝 王	イラク事業推進本部長 (株)ジャベックスグラフ取締役
* 2 代表取締役 副 社 長	讃 良 紀 彦	環境保安室、技術研究所担当 (株)ジャベックスリビア代表取締役社長 (株)ジャベックスプトン代表取締役社長 日本海洋掘削(株)取締役
* 2 代表取締役 副 社 長	佐 藤 弘	秘書室、経理部担当 サハリン石油ガス開発(株)取締役 (株)ジャベックスグラフ監査役 東北天然ガス(株)監査役 国際石油開発帝石(株)監査役
* 2 常務取締役	石 井 正 一	企画室、ガス導管事業室、広報 I R 部担当 (株)ジャベックスエネルギー取締役
* 2 常務取締役	揖 斐 敏 夫	海外本部副本部長 カンガアン室、情報システム部担当 日本コールベッドメタン(株)代表取締役社長 (株)ユニバースガスアンドオイル代表取締役社長 カナダオイルサンド(株)取締役 エネルギー メガ プラタマ社取締役
* 2 常務取締役	斉 藤 満	海外本部長 カナダオイルサンド(株)代表取締役社長
* 2 常務取締役	松 本 潤 一	カンガアン エナジー インドネシア社社長
* 2 常務取締役	小 椋 伸 幸	探鉱本部長 (株)地球科学総合研究所取締役 日本海洋石油資源開発(株)取締役
* 2 常務取締役	森 谷 信 明	北海道鉱業所長
* 2 常務取締役	大和谷 均	営業本部長 (株)ジャベックスエネルギー代表取締役社長 東北天然ガス(株)取締役 北九州エル・エヌ・ジー・ローリー販売(株)取締役
取 締 役	河 上 和 雄	弁護士
常勤監査役	藤 井 健	
常勤監査役	石 関 守 男	
監 査 役	角 谷 正 彦	みずほ証券(株)監査役、平和不動産(株)監査役 (株)プロネクス監査役
監 査 役	池 田 輝三郎	

(注) 1. 取締役 森谷信明及び大和谷 均は、平成22年6月23日開催の定時株主総会で新たに就任いたしました。

2. 取締役 香田忠維、太田陽一、市川信三は、平成22年6月23日付で退任いたしました。

3. 取締役 河上和雄は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役 角谷正彦及び池田輝三郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 常勤監査役 石関守男は、長年にわたる当社等での経理業務の経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役 角谷正彦は、大蔵省（現 財務省）等での行政執行の経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役 池田輝三郎は、銀行における経理部門での経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 監査役 角谷正彦の上記兼職はいずれも社外監査役に該当いたします。なお、兼職先との間に記載すべき取引関係等はありません。
9. 当社は取締役 河上和雄、監査役 角谷正彦及び池田輝三郎を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
10. 当社は平成17年6月24日付で執行役員制度を導入いたしております。
 - * 1：代表執行役員を兼任しております。
 - * 2：執行役員を兼任しております。
 なお、取締役を兼任しない執行役員は以下のとおりです。

地 位	氏 名	担 当 ま た は 主 な 役 職
常務執行役員	中 山 一 夫	ペトロナス チャリガリ イラク ホールディング社 Head of Project Liaison
常務執行役員	荻 野 清	開発本部長
常務執行役員	佐久間 弘 二	環境・新技術事業推進本部長
執 行 役 員	水 野 二三夫	(株)地球科学総合研究所代表取締役専務取締役
執 行 役 員	井 上 圭 典	秋田鉱業所長
執 行 役 員	黒 田 徹	(株)地球科学総合研究所常務取締役
執 行 役 員	阿 部 芳 雄	内部統制室*、人事部担当
執 行 役 員	檜 貝 洋 介	総務部、資材部担当
執 行 役 員	深 澤 光	長岡鉱業所長
執 行 役 員	三 家 茂	海外本部副本部長
執 行 役 員	増 井 泰 裕	探鉱本部副本部長
執 行 役 員	大 関 和 彦	イラク事業推進本部副本部長

※職制改正に伴い、平成23年4月1日付で内部統制室は監査室に統合され、同日付で、執行役員 阿部芳雄の担当のうち内部統制室担当は内部統制担当となりました。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	対 象 人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	17名	559百万円
監 査 役	4	73
合 計	21	633
(うち社外役員)	(3)	(46)

- (注) 1. 上記の対象人員には、平成22年4月6日付で退任（逝去）した取締役1名及び平成22年6月23日開催の第40回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含みません。
2. 上記の金額は、当事業年度に在籍した取締役及び監査役につき、当事業年度中に支給あるいは引当てられた役員報酬、役員賞与引当金及び役員退職慰労引当金からなっております。
3. 平成22年3月29日付で退任した取締役1名及び平成22年6月23日開催の第40回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名の計4名への退職慰労金並びに平成22年4月6日付で退任した取締役1名への弔慰金として195百万円を支給しております。この金額には、当事業年度及び当事業年度前に係る事業報告において開示の対象とした役員退職慰労引当金の増加分が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

イ) 取締役 河上 和雄

- ・ 重要な兼職の状況及び当社との関係
 - ① 「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。
- ・ 主要取引先等特定関係事業者との関係
 - 該当する事項はありません。
- ・ 当事業年度における主な活動状況
 - 取締役会は13回開催中全てに出席し、主に法律の専門家としての知識と経験に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
- ・ 責任限定契約の内容の概要
 - 該当する事項はありません。
- ・ 当社の親会社または当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
 - 該当する事項はありません。

ロ) 監査役 角谷 正彦

- ・重要な兼職の状況及び当社との関係
 - ①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、その他に記載すべき事項はありません。
- ・主要取引先等特定関係事業者との関係
該当する事項はありません。
- ・当事業年度における主な活動状況
取締役会は13回開催中全てに出席し、監査役会は15回開催中全てに出席し、官庁や民間企業等での豊富な経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
- ・責任限定契約の内容の概要
該当する事項はありません。
- ・当社の親会社または当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当する事項はありません。

ハ) 監査役 池田 輝三郎

- ・重要な兼職の状況及び当社との関係
 - ①「取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、記載すべき事項はありません。
- ・主要取引先等特定関係事業者との関係
該当する事項はありません。
- ・当事業年度における主な活動状況
取締役会は13回開催中10回出席し、監査役会は15回開催中13回出席し、主に金融機関等での豊富な経営経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。
- ・責任限定契約の内容の概要
該当する事項はありません。
- ・当社の親会社または当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名 称 新日本有限責任監査法人
② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	60百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	90百万円

- (注) 1. 当社の国内子会社につきましても新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。なお、当社の海外子会社のうち重要な会社である、Japex (U.S.) Corp. は、PricewaterhouseCoopersの監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

財務報告に係る内部統制及び国際財務報告基準適用に係る助言及び指導に対する対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法等の法令に違反した場合、職務を怠った場合、その他会計監査人としてふさわしくない行為があったと判断される場合、会計監査人を解任する議案または新たな会計監査人を選任する議案を株主総会に付議するか否かにつき検討することとし、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいてこれを付議するものとします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会規程及び取締役会決議基準のもと、各取締役がその責任と権限に基づき取締役会に付議、報告することにより取締役間の相互牽制を働かせるとともに、必要に応じ監査役が取締役会で意見を述べる。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録、稟議書、各種契約書その他業務の執行状況を示す主要な文書を保存するものとし、詳細については、文書取扱規程による。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
与信管理規程、市場リスク管理・デリバティブ取引規程のほか各種緊急対策要領を再点検し、必要に応じてリスク管理の観点からマニュアル等を作成する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会付議案件を事前に常務会で審議のうえ、原則として毎月取締役会を開催し、迅速な意思決定を行い、決裁・承認規程に基づく権限委譲により効率的に執行する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
各部署ごとに各種業務規程、マニュアルに基づく管理を行うとともに、監査室により内部統制の有効性を監査し、その結果を社長に報告する。
- ⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
親会社の内部統制委員会において親会社の内部統制方針を主要グループ会社に示すとともに、子会社・関連会社管理規程に基づきグループ会社の経営管理を行う。また、親会社の監査室により定期的に主要グループ会社の監査を行う。
- ⑦ 監査役会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査役会事務局として1名以上を指名し、監査役会の指示によりその職務を行う。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定には、監査役会の事前の同意を得る。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
取締役会で月次の業務報告を行うとともに、稟議書を監査役に回付する。
また、取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役会に報告する。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査室及び会計監査人は監査役に対し定期的に情報を提供する。
- ⑪ 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを整備し、適正な運用を図るとともに、有効性の評価を行う。

(6) 株式会社の支配に関する基本方針

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、下記二．に述べるような当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を執ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

二 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、昭和30年の創業以来、石油及び可燃性天然ガスの自給度の向上を主たる目的として事業を展開し、埋蔵量ゼロから出発し、順次新規油・ガス田の発見を重ねるなかで現在の経営基盤を確立し、石油・天然ガス資源の探鉱、開発、販売事業を中心的事業として営んでおります。

当社の企業価値の源泉は、石油・天然ガス資源に係る鉱区権益を自ら取得し、探査、採掘、販売までを一貫して行うビジネスモデルにあります。また、産業活動あるいは市民生活における血流ともいえるエネルギーの供給に携わる企業として、当社は、安定供給・安全操業の維持、確保という点においてきわめて重い責務を担うとともに、高い公共性を有する事業を行っております。

こうしたビジネスモデルは、当社が保有する、①高度な石油・天然ガス探査技術、②国内及び海外における油・ガス田開発技術及び操業ノウハウ、並びに、③国内における天然ガス輸送パイプラインネットワークの構築とこれを利用した長期・安定的な供給実績の積み重ねに基づく顧客・株主・地域社会等のステークホルダーとの信頼関係、などに裏打ちされたものであります。

新たな油・ガス田の探鉱から生産に漕ぎつけるまでには、10年以上の期間を要することも稀ではなく、長期的な視点に立った事業展開とともに、地球環境保全への配慮を通じた社会貢献が必要とされています。また、エネルギー資源の確保に関する国際競争の激化が予想される昨今の国際エネルギー情勢に鑑みれば、当社の事業の持続的な発展と企業価値の向上には、こうした当社の保有技術・ノウハウの向上や人材の確保、各ステークホルダーとの信頼関係の更なる強化を目指した取組みが必要不可欠であり、これがこれまでと同様、将来の当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

2. 企業価値向上のための取組み

当社は、企業価値の最大化を図るため、既存油・ガス田からの生産・販売の増大を図るとともに、生産により減少する埋蔵量を補填・拡充するため、国内外における探鉱活動及び新たな権益の取得活動に取組んでおります。

石油及び天然ガスは、今後も一次エネルギーの主要な役割を担い続けると考えられますが、近年、電気事業法及びガス事業法の改正に伴う規制緩和の進展や、地球温暖化対策の重要性の高まりといった社会情勢の変化に伴い、当社を取り巻く経営環境は急速に変動していることから、当社は、長期的視点に立った重点経営課題とその達成に向けた取組み方針を明確化

するため、中期事業計画を策定し、企業価値のより一層の向上を目指しております。

3. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存であります。また、当社は、効率的な経営により利益を上げ、かつ有用な存在として社会に受け入れられる企業であり続けるため、コーポレート・ガバナンスの重要性を認識し、以下のとおり、そのシステムの整備、充実を目指しております。

まず、平成17年6月に、業務執行体制の明確化のため執行役員制度を導入し、その後、平成19年6月にはそれまでの社外監査役2名に加え、業務を執行しない社外取締役を1名選任することにより、取締役会の監督機能の強化を図っております。

現在、取締役会は月1回を定例として開催され、重要な業務執行の決定を行うほか、取締役または執行役員から業務執行状況の報告を受けることにより、監督機能を果たしています。監査役は、取締役会に出席するほか、常勤監査役がその他の重要会議に出席するとともに、業務を執行する各取締役または執行役員と随時意見交換を行うことにより、監督機能を果たしております。また、内部監査として、監査室が社長直轄のもと、各部署における内部統制の実効性の検証を含め、法令及び社内諸規程の遵守その他適正な業務執行がなされているかの監査にあたっております。

一方、内部統制につきましては、平成18年5月に会社法及び会社法施行規則に定める、業務の適正を確保するために必要な体制の整備を行い、同年4月に設置された内部統制委員会が主体となって、業務の適正を確保するための体制の点検、整備を継続しております。

さらに、こうした経営機構上のコーポレート・ガバナンスに加えて、決算説明会の開催、ホームページの充実などのIR活動により、経営の透明性を高めることを通じて、時々の状況下で最適な業務執行の実現を期しております。

三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記一に記載した基本方針に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するためには、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断し、当社取締役会は、平成20年6月25日開催の第38回定時株主総会において本プランの導入を付議し、承認可決されました。

2. 本プランの内容

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。なお、買取者は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会または株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、当社株券等の買取を実行してはならないものとしています。

買取者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買取を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等には、当社は、買取者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買取者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買取者等以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買取者等の有していた当社の議決権割合は、最大約50%希釈化される可能性があります。

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性の高い社

外取締役等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、独立委員会が株主総会の判断を経よう留保を付した場合には、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することを予定しています。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

本プランの有効期間は、平成20年6月25日開催の第38回定時株主総会の決議による、本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間と同じく、同定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、その有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに記載しております、平成20年5月21日付の当社ニュースリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」をご覧ください。

（アドレス http://www.japex.co.jp/newsrelease/pdf/20080521a_japex.pdf）

四 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記二の取組み）について

上記二に記載した中期事業計画をはじめとする企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記三の取組み）について

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。

② 株主意思を重視するものであること

本プランの導入に際しては、株主の皆様意思を確認すべく、平成20年6月25日開催の第38回定時株主総会においてこれを付議し、承認可決されております。

また、当社取締役会は、本プランに定める一定の場合に、本プランの発動の是非についても、株主総会の決議を得ることにより株主の皆様意思を確認することとしており、株主の皆様意思を重視しています。

加えて、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

③ 独立性の高い社外取締役等の判断の重視と情報開示

本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外取締役等のみから構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

④ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤ 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができますものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結貸借対照表

(平成23年 3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	122,604	流 動 負 債	19,953
現金及び預金	32,042	支払手形及び買掛金	5,057
受取手形及び売掛金	21,235	役員賞与引当金	87
有価証券	28,186	災害損失引当金	1,444
商品及び製品	4,535	そ の 他	13,363
仕掛品	102	固 定 負 債	102,455
原材料及び貯蔵品	5,579	長期借入金	26,898
繰延税金資産	2,150	繰延税金負債	56,531
短期貸付金	24,087	退職給付引当金	7,121
そ の 他	4,685	役員退職慰労引当金	645
貸倒引当金	△ 1	資産除去債務	9,524
固 定 資 産	393,493	そ の 他	1,734
有形固定資産	140,642	負 債 合 計	122,408
建物及び構築物	46,530	純 資 産 の 部	
坑井	13,583	株 主 資 本	293,861
機械装置及び運搬具	54,388	資 本 金	14,288
土地	15,107	利 益 剰 余 金	279,582
建設仮勘定	6,816	自 己 株 式	△ 10
そ の 他	4,215	その他の包括利益累計額	91,566
無形固定資産	7,296	その他有価証券評価差額金	95,518
そ の 他	7,296	繰延ヘッジ損益	17
投資その他の資産	245,554	為替換算調整勘定	△ 3,968
投資有価証券	221,971	少 数 株 主 持 分	8,261
長期貸付金	18,791	純 資 産 合 計	393,689
繰延税金資産	1,101	負 債 純 資 産 合 計	516,098
そ の 他	9,024		
貸倒引当金	△ 42		
海外投資等損失引当金	△ 5,291		
資 産 合 計	516,098		

連結損益計算書

〔自 平成22年4月1日
至 平成23年3月31日〕

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額
科 目	金 額
上 高	百万円
売 上 原 価	百万円
売 上 総 利 益	199,651
探 鉱 費	144,919
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	54,732
営 業 利 益	9,798
営 業 外 収 益	31,084
受 取 利 息	520
受 取 配 当 金	3,074
有 価 証 券 売 却 益	181
そ の 他	1,795
営 業 外 費 用	5,572
支 払 利 息	199
有 価 証 券 売 却 損	2
有 価 証 券 評 価 損	1,060
為 替 差 損	669
そ の 他	369
経 常 利 益	2,300
特 別 利 益	17,122
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	14
固 定 資 産 売 却 益	28
特 別 損 失	42
固 定 資 産 除 却 損	273
災 害 に よ る 損 失	1,591
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	2,339
そ の 他	4
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	4,209
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,256
法 人 税 等 調 整 額	904
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	12,955
少 数 株 主 利 益	10,794
当 期 純 利 益	783
当 期 純 利 益	10,010

連結株主資本等変動計算書

〔自 平成22年4月1日〕
〔至 平成23年3月31日〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				その他の包括利益累計額					少数株主分	純資産合計
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損	為替換算調整勘定	その他の利益累計額	の利益累計額		
平成22年3月31日残高	14,288	271,858	△ 10	286,137	106,896	24	△ 2,186	104,733	7,876	398,747	
連結会計年度中の変動額											
剰余金の配当		△ 2,286		△ 2,286						△ 2,286	
当期純利益		10,010		10,010						10,010	
自己株式の取得			△ 0	△ 0						△ 0	
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					△ 11,377	△ 7	△ 1,781	△ 13,166	384	△ 12,781	
連結会計年度中の変動額合計	—	7,724	△ 0	7,723	△ 11,377	△ 7	△ 1,781	△ 13,166	384	△ 5,057	
平成23年3月31日残高	14,288	279,582	△ 10	293,861	95,518	17	△ 3,968	91,566	8,261	393,689	

(百万円未満は切捨表示)

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 22社
- ・主要な連結子会社の名称 (株)地球科学総合研究所、Japex (U.S.) Corp.、日本海洋石油資源開発(株)、Japan Canada Oil Sands Limited、カナダオイルサンド(株)、白根瓦斯(株)、(株)ジャペックスエネルギー、(株)ジャペックスグラフ、(株)ジャペックスBlockA

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 セイキプラントサービス(株)、Japex Canada Limited
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社数 0社

② 持分法適用の関連会社数 12社

- ・主要な持分法適用の会社の名称 (株)ユニバースガスアンドオイル、日本海洋掘削(株)、Energi Mega Pratama Inc.、Diamond Gas Netherlands B.V.

③ 持分法を適用していない非連結子会社（セイキプラントサービス(株)、Japex Canada Limited他）及び関連会社（大和探査技術(株)、天然ガス自動車北海道(株)他）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

④ 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

⑤ 持分法適用会社の投資差額につきましては、20年以内で均等償却することとしております。なお金額に重要性がない場合には発生時に一時償却しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 平成20年3月10日）を適用しております。

これによる経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Japex (U.S.) Corp.、Japan Canada Oil Sands Limited、(株)ジャペックスリビア、(株)ジャペックスBlockA、(株)ジャペックスグラフ他4社の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

・有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

移動平均法による原価法

時価のないもの

時価法

・デリバティブ

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

・たな卸資産

商品及び製品

主として先入先出法

原材料及び貯蔵品

主として移動平均法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）主として定率法を採用しておりますが、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び当社の仙台パイプライン、白石・郡山間ガスパイプライン、北海道鉱業所管内の資産、並びに国内連結子会社2社は、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社2社は主として生産高比例法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

坑井 3年

機械装置及び運搬具 2～20年

- ・無形固定資産（リース資産を除く）定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ・リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日

以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 繰延資産の処理方法

- ・開 発 費

発生時に全額を費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

- ・貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ・役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

- ・退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

- ・役員退職慰労引当金

過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生連結会計年度から費用処理しております。

- ・海外投資等損失引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。資源開発関係投融資の評価額の低下に対応して、投融資先各社の資産状態を検討のうえ、純資産基準により計上しております。

- ・災害損失引当金

東日本大震災に伴う復旧費用等の支出に備えるため、当連結会計年度末における見積り額を計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

- ・完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比について成果の確実性が認められる工事） 例法）

- その他の工事

工事完成基準

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約、外貨預金

ヘッジ対象…借入金、買掛金

・ヘッジ方針

金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、また、外貨建債権債務の為替リスクを回避する目的で、対象資産・負債及び予定取引数量の範囲内でヘッジを行っております。

・ヘッジ有効性評価の方法

当社グループの行っている金利スワップは、想定元本、取引期間、金利交換日等が原資産及び原負債と概ね一致しているため、事前にヘッジ指定を行い、これをもって有効性判定に代えております。また、特例処理によっている金利スワップ及び振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。外貨預金についてもヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フロー変動を相殺できるため有効性の評価を省略しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、原則として5年間で均等償却することとしております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

・消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準の適用)

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。これに伴い、従来計上していた廃鉦費用引当金は資産除去債務に振替えております。

これにより、営業利益は436百万円減少、経常利益は128百万円増加、税金等調整前当期純利益は2,210百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は4,267百万円であります。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

(6) 表示方法の変更

(連結損益計算書)

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」(平成21年3月27日 平成21年法務省令第7号)を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は242,345百万円であります。
(2) 偶発債務として次の銀行借入等に対する保証債務があります。

百万円

Kangean Energy Indonesia Ltd. (生産設備に関連する債務)	10,622
サハリン石油ガス開発㈱	10,184
インペックス北カスピ海石油㈱	6,038
従業員(住宅資金借入)	827
東北天然ガス㈱	782
合 計	28,455

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	57,154,776株	—	—	57,154,776株

- (2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

- 平成22年6月23日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項
- | | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 1,143百万円 |
| 1株当たり配当額 | 20円 |
| 基準日 | 平成22年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成22年6月24日 |

- ・平成22年11月5日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	1,143百万円
1株当たり配当額	20円
基準日	平成22年9月30日
効力発生日	平成22年11月26日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成23年6月24日開催の定時株主総会において次のとおり決議を予定しております。

配当金の総額	1,143百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	20円
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月27日

4. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については流動性の確保に留意し、リスクの抑制を図りながら運用する方針であります。資金調達については主に銀行借入により調達する方針であり、国内の設備投資については㈱日本政策投資銀行及び市中銀行からの融資、海外投資については国際協力銀行（㈱日本政策金融公庫）及び市中銀行等からの融資により調達しております。インドネシアのカングアン鉱区への投資資金に充てるため、金融機関から融資を受けた借入金を金融負債に計上するとともに、同鉱区で操業する持分法適用関連会社等への貸付金を金融資産に計上しております。なお、社債などの直接金融やプロジェクト・ファイナンスによる資金調達は行っておりませんが、条件次第でこれらの方法により資金調達する可能性もあります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

- ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程等に従い、取引先の信用状況を把握するとともに、債権の現況を正確に把握し、貸倒損失の発生防止に努めております。また、売掛金の一部は外貨建ての債権であり為替の変動リスクに晒されておりますが、原油の売掛金についてはこれに対応する仕入にかかる買掛金も同じ外貨建てであり、決済日も原則的に同日であることからリスクはネットした金額に限定されます。

短期貸付金は、主として短期資金の運用を目的に金融機関と契約している債券の現先取引であり、信用リスクに晒されております。当該リスクに対しては信用度の高い金融機関と契約し、売買の対象とする債券も国債等の安全性の高い債券とすることでリスクの低減に努めております。

有価証券及び投資有価証券は、短期資金の運用を目的として購入した投資信託（追加型公社債投資信託、いわゆるMMF等）や、業務上の関係を有する企業の株式などであり、市場価格の変動リスクに晒されております。毎月、社内規程等に従い時価評価結果が担当役員に報告され、さらに四半期毎に社長に報告されております。なお、投資有価証券の主なものには国際石油開発帝石㈱の株式であり、当連結会計年度末におい

て168,624百万円を計上しており、投資有価証券に占める割合は76.0%となっております。

長期貸付金は、主として出資先の関連会社に対する事業資金の貸付金であり、信用リスク、為替の変動リスクに晒されております。信用リスクに対しては、社内規程等に従い貸付金の回収状況等を把握し適切な管理に努めております。また為替変動リスクに対しては、当該貸付のための資金調達を目的とした借入金を同じ外貨建てとすることによりリスクの低減に努めております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。買掛金の一部は外貨建ての債務であり為替の変動リスクに晒されております。外貨建て債務は主として原油の仕入れと液化天然ガス（LNG）の仕入れ代金であり、原油の仕入れ債務は恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。液化天然ガス（LNG）の仕入れに伴う買掛金は先物為替予約等を利用してヘッジしております。

長期借入金は主として国内の設備投資及び海外投資に係る資金調達であります。調達された資金の一部は関連会社等へ設備資金として貸し付けております。借入金は主として変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。また借入金の一部は外貨建て債務であり為替の変動リスクに晒されておりますが、これに対応する関連会社等への貸付金も同じ外貨建てでありリスクを低減させております。

デリバティブ取引については、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引、油価の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした原油スワップ取引、金利負担の軽減を目的とした金利スワップ取引、借入金に係る為替及び金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした通貨金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規程等に従い、取引担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、定期的に直接取引先との間で残高確認を行っております。当社グループが利用しているデリバティブ取引は、金利、為替及び油価の変動リスクを有しております。なお、デリバティブの利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	32,042	32,084	42
(2) 受取手形及び売掛金	21,235	21,235	—
(3) 短期貸付金	24,087	24,087	—
(4) 有価証券及び投資有価証券	223,738	231,790	8,052
(5) 長期貸付金	18,791		
貸倒引当金（*1）	△ 4		
	18,786	18,786	—
資産計	319,890	327,985	8,094
(1) 支払手形及び買掛金	5,057	5,057	△ 0
(2) 長期借入金	26,898	26,983	△ 85
負債計	31,955	32,041	△ 85
デリバティブ取引（*2）	680	680	—

（*1）長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 受取手形及び売掛金、(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所等の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。また、貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

買掛金のうち、為替予約の振当処理の対象とされているものについては、当該為替予約と一体として時価を算定しております。それ以外のものについては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額により判定しております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。なお、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	26,419

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 6,743円83銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 175円16銭 |

貸借対照表

(平成23年 3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	72,153	流 動 負 債	12,111
現金及び預金	5,950	買掛金	1,643
売掛金	13,287	1年内返済予定の長期借入金	778
有価証券	12,796	リース債務	27
商品及び製品	4,361	未払金	1,843
原材料及び貯蔵品	4,673	未払費用	5,424
前払費用	466	未払法人税等	10
繰延税金資産	1,931	預り金	190
未収収益	51	役員賞与引当金	69
短期貸付金	23,997	災害損失引当金	1,416
関係会社短期貸付金	1,395	資産除去債務	707
未収入金	716	その他	0
立替金	818	固 定 負 債	97,611
その他	1,706	長期借入金	26,898
固 定 資 産	398,321	リース債務	82
有形固定資産	120,843	繰延税金負債	56,463
建物	10,949	退職給付引当金	6,290
構築物	29,510	役員退職慰労引当金	579
坑井	12,067	関係会社事業損失引当金	110
機械及び装置	45,969	資産除去債務	6,480
船舶	1	その他	706
車両運搬具	5	負 債 合 計	109,723
工具、器具及び備品	2,965	純 資 産 の 部	
土地	12,570	株 主 資 本	265,273
リース資産	113	資本金	14,288
建設仮勘定	6,644	利益剰余金	250,995
掘さく仮勘定	45	利益準備金	3,572
無形固定資産	1,264	その他利益剰余金	247,423
借地権	154	海外投資等損失準備金	1,946
ソフトウェア	1,062	探鉱準備金	18,367
その他	47	特別償却準備金	24
投資その他の資産	276,213	固定資産圧縮積立金	259
投資有価証券	187,589	探鉱投資等積立金	47,246
関係会社株式	71,038	別途積立金	171,600
長期貸付金	897	繰越利益剰余金	7,980
関係会社長期貸付金	22,092	自 己 株 式	△ 10
長期前払費用	1,360	評 価 ・ 換 算 差 額 等	95,478
その他	3,113	その他有価証券	95,461
貸倒引当金	△ 19	評価差額金	
海外投資等損失引当金	△ 9,857	繰延ヘッジ損益	17
資 産 合 計	470,475	純 資 産 合 計	360,752
		負 債 純 資 産 合 計	470,475

損 益 計 算 書

〔 自 平成22年 4 月 1 日 〕
〔 至 平成23年 3 月 31 日 〕

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		137,630
売 上 原 価		96,100
売 上 総 利 益		41,530
探 鉱 費		7,891
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		25,202
営 業 利 益		8,436
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	823	
有 価 証 券 利 息	77	
受 取 配 当 金	2,660	
そ の 他	989	4,550
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	196	
有 価 証 券 評 価 損	1,057	
海 外 投 資 等 損 失 引 当 金 繰 入 額	35	
為 替 差 損	1,141	
そ の 他	382	2,813
経 常 利 益		10,173
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	22	
そ の 他	2	24
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	233	
固 定 資 産 売 却 損	4	
災 害 に よ る 損 失	1,560	
資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額	2,020	3,819
税 引 前 当 期 純 利 益		6,379
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	53	
過 年 度 法 人 税 等	△ 398	
法 人 税 等 調 整 額	554	209
当 期 純 利 益		6,169

株主資本等変動計算書

〔自平成22年4月1日
至平成23年3月31日〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本										株主資本計 合	
	資本金	利 益 剰 余 金								自己株式		
		利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金						繰越利益剰余金			
		海外投資等 損失準備金	探鉱準備金	特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	探鉱投資 等積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
平成22年3月31日残高	14,288	3,572	399	18,205	48	271	47,246	156,600	20,768	247,112	△ 10	261,390
当期変動額												
海外投資等損失準備金の積立			1,546						△ 1,546	-		-
探鉱準備金の積立				5,400					△ 5,400	-		-
探鉱準備金の取崩				△ 5,237					5,237	-		-
特別償却準備金の取崩					△ 24				24	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 12			12	-		-
別途積立金の積立								15,000	△ 15,000	-		-
剰余金の配当									△ 2,286	△ 2,286		△ 2,286
当期純利益									6,169	6,169		6,169
自己株式の取得										△ 0	△ 0	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）												
当期変動額合計	-	-	1,546	162	△ 24	△ 12	-	15,000	△ 12,788	3,883	△ 0	3,883
平成23年3月31日残高	14,288	3,572	1,946	18,367	24	259	47,246	171,600	7,980	250,995	△ 10	265,273

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成22年3月31日残高	106,736	24	106,760	368,151
当期変動額				
海外投資等損失準備金の積立				-
探鉱準備金の積立				-
探鉱準備金の取崩				-
特別償却準備金の取崩				-
固定資産圧縮積立金の取崩				-
別途積立金の積立				-
剰余金の配当			△ 2,286	
当期純利益			6,169	
自己株式の取得			△ 0	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 11,274	△ 7	△ 11,282	△ 11,282
当期変動額合計	△ 11,274	△ 7	△ 11,282	△ 7,399
平成23年3月31日残高	95,461	17	95,478	360,752

(百万円未満は切捨表示)

個別注記表

1. 重要な会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券
時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ・ 商品及び製品
- ・ 原材料及び貯蔵品

先入先出法

移動平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

仙台パイプライン、白石・郡山間ガスパイプライン、北海道鉱業所管内の資産及び平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、その他の資産については、定率法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	3～60年
坑井	3年
機械及び装置	2～13年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

- ・ 開 発 費

発生時に全額を費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、期末における支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生年度から費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 海外投資等損失引当金

資源開発関係投融资の評価額の低下に対応して、投融资先各社の資産状態を検討のうえ、純資産基準により計上しております。

⑥ 災害損失引当金

東日本大震災に伴う復旧費用等の支出に備えるため、期末における見積り額を計上しております。

⑦ 関係会社事業損失引当金

関係会社の整理等に係る損失に備えるため、各社の財政状態の実情を個別に勘案し、損失発生見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

・完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他の工事

工事完成基準

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約、外貨預金
ヘッジ対象…借入金、買掛金

- ③ ヘッジ方針 金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、また、外貨建債権債務の為替リスクを回避する目的で、対象資産・負債及び予定取引数量の範囲内でヘッジを行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 当社の行っている金利スワップは、想定元本、取引期間、金利交換日等が原資産及び原負債と概ね一致しているため、事前にヘッジ指定を行い、これをもって有効性判定に代えております。また、特例処理によっている金利スワップ及び振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。外貨預金についてもヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フロー変動を相殺できるため有効性の評価を省略しております。
- (7) その他計算書類作成のための基本となる事項
- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。 |
|-----------|---------------------------------|
- (8) 重要な会計方針の変更
- (資産除去債務に関する会計基準の適用)
- 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これに伴い、従来計上していた廃鉦費用引当金は資産除去債務に振替えております。
- これにより、営業利益は268百万円減少、経常利益は46百万円増加、税引前当期純利益は1,973百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は2,715百万円であります。
- (企業結合に関する会計基準等の適用)
- 当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。
- (9) 表示方法の変更
- (損益計算書)
- 前事業年度において、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しておりました「過年度法人税等」は、金額の重要性が増したため区分掲記しております。なお、前事業年度の「過年度法人税等」は、102百万円であります。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は210,213百万円であります。
(2) 偶発債務として次の銀行借入等に対する保証債務があります。

	百万円
Kangean Energy Indonesia Ltd. (生産設備に関連する債務)	10,622
サハリン石油ガス開発㈱	10,184
インペックス北カスピ海石油㈱	6,038
従業員(住宅資金借入)	827
東北天然ガス㈱	782
㈱ジャペックスエネルギー	74
合 計	28,529

- (3) 関係会社に対する金銭債権債務

	百万円
短期金銭債権	1,304
長期金銭債権	370
短期金銭債務	2,581
長期金銭債務	—

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

	百万円
営業取引による取引高	
売上高	11,453
仕入高	15,952
営業取引以外の取引による取引高	1,713

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	1,961株	144株	一株	2,105株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加144株は、単元未満株式の買取によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

百万円

繰延税金資産	
海外投資等損失引当金	2,669
退職給付引当金	2,290
固定資産減価償却費	2,750
たな卸資産過年度費用	962
投資有価証券評価損	3,746
資産除去債務	2,619
固定資産減損損失	1,110
その他	2,699
繰延税金資産小計	18,848
評価性引当額	△ 5,405
繰延税金資産合計	13,442
繰延税金負債	
探鉱準備金	△10,124
海外投資等損失準備金	△ 1,104
固定資産圧縮積立金	△ 147
特別償却準備金	△ 13
その他有価証券評価差額金	△53,549
海外投資等損失引当金	△ 2,750
その他	△ 282
繰延税金負債合計	△67,973
繰延税金負債の純額	△54,531

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

(借主側)

- (1) リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
車 両 運 搬 具	182	141	41
合 計	182	141	41

(注) 取得原価相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

		百万円
1	年 内	21
1	年 超	20
合 計		41

(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	所 在 地	資 本 金 又 は 出 資 金 (百万円)	事 業 の 内 容	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子会社	(株)ジャベックスガラフ	東京都千代田区	4,050	石油資源の探査、開発	(所有) 直接 100.00	役員兼任	増資の引受	8,080	-	-
関連会社	Kangean Energy Indonesia Ltd.	米 国 デラウェア州	千米ドル 10	石油資源の探査、開発	-	役員兼任 資金の貸付	資金の貸付	2,705	関係会社 長期貸付金	10,362
							債務保証	10,622	-	-
関連会社	EMP Exploration (Kangean) Ltd.	英 国 ロンドン	英ポンド 100	石油資源の探査、開発	-	役員兼任 資金の貸付	資金の貸付	1,803	関係会社 長期貸付金	6,908

- (注) 1. (株)ジャベックスガラフが行った新株の発行を当社が引き受けたものであります。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
Kangean Energy Indonesia Ltd.及びEMP Exploration (Kangean) Ltd.に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. Kangean Energy Indonesia Ltd.に対する債務保証については、同社の生産設備に関連する債務に対して保証を行っており、取引金額は期末現在の保証残高であります。
4. Kangean Energy Indonesia Ltd.及びEMP Exploration (Kangean) Ltd.は、持分は100分の20未満であるが、実質的な影響力を持っているため、関連会社としたものであります。なお、議決権の所有割合の [] 内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	6,312円08銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	107円95銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年 5月17日

石油資源開発株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 梅村 一彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古杉 裕亮 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石油資源開発株式会社
の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計
算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動
計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任
は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する
意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に
準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な
虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査
は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法
並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書
類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意
見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と
認められる企業会計の基準に準拠して、石油資源開発株式会社及び連結子会
社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を
すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載されて
いるとおり、会社は当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」
及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定によ
り記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年 5月17日

石油資源開発株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 梅村 一彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 古杉 裕亮 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石油資源開発株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「重要な会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、業務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会社の業務の適正を確保するために必要な体制（会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項並びに第3項に定める事項）の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている株式会社への支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥は無い旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月18日

石油資源開発株式会社 監査役会

常勤監査役 藤井 健 ㊟

常勤監査役 石関 守男 ㊟

社外監査役 角谷 正彦 ㊟

社外監査役 池田 輝三郎 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主への利益還元を尊重しつつ、新規埋蔵量の確保を目指した投資並びにパイプラインをはじめとする輸送システム等の整備に向けた内部留保を考慮したうえで、長期安定配当を行うことを基本方針としております。

第41期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類 金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
 当社普通株式1株につき 金20円
 配当総額 金1,143,053,420円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 平成23年6月27日

第2号議案 取締役14名選任の件

取締役 棚橋祐治、渡辺 修、鈴木勝王、讃良紀彦、佐藤 弘、石井正一、揖斐敏夫、斉藤 満、松本潤一、小椋伸幸、森谷信明、大和谷 均、河上和雄の各氏（全員）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役13名の選任をお願いするとともに、今後の経営体制を強化するため、取締役1名を増員することとし、あわせて14名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	たな はし ゆう じ 棚 橋 祐 治 (昭和9年10月13日生)	昭和33年4月 通商産業省入省 平成3年6月 通商産業事務次官 平成9年8月 (財)新エネルギー財団会長 平成13年6月 当社代表取締役社長 平成20年6月 " 代表取締役会長 (重要な兼職の状況) カナダオイルサンド(株) 取締役 日本海洋石油資源開発(株) 取締役 (現在に至る)	11,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	わた なべ おさむ 渡 辺 修 (昭和15年12月6日生)	昭和39年4月 通商産業省入省 平成9年7月 通商産業事務次官 平成14年7月 日本貿易振興会理事長 (のち(独) 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 理 事長) 平成19年6月 当社代表取締役副社長 平成20年6月 " 代表取締役社長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) ㈱ジャペックスガラク 代表取締役社長 日本海洋石油資源開発㈱ 代表取締役社長	9,100株
3	すず き かつ お 鈴 木 勝 王 (昭和20年4月26日生)	昭和44年4月 当社入社 平成8年6月 " 海外本部海外第二部長 平成13年4月 " 海外本部副本部長 兼 中東プ ロジェクト推進室長 平成14年6月 " 取締役海外本部副本部長 兼 中東室長 平成17年2月 " 取締役海外本部長補佐 平成17年6月 " 常務取締役海外本部長補佐 平成18年6月 " 常務取締役海外本部長 平成18年10月 " 専務取締役海外本部長 平成19年6月 " 代表取締役副社長海外本部長 平成22年2月 " 代表取締役副社長海外本部長 兼 イラク事業推進本部長 平成22年6月 " 代表取締役副社長イラク事業 推進本部長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) ㈱ジャペックスガラク 取締役	3,300株
4	さ と う ひろし 佐 藤 弘 (昭和22年1月22日生)	昭和45年4月 当社入社 平成11年6月 " 経理部長 平成14年6月 " 取締役経理部長 平成17年6月 " 常務執行役員 平成18年6月 " 常務取締役 平成19年6月 " 専務取締役 平成22年6月 " 代表取締役副社長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) サハリン石油ガス開発㈱ 取締役 ㈱ジャペックスガラク 監査役 東北天然ガス㈱ 監査役 国際石油開発帝石㈱ 監査役	3,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	いし い しょう いち 石井 正一 (昭和24年9月23日生)	昭和48年4月 当社入社 平成11年6月 // 企画室長 平成15年6月 // 取締役企画室長 平成17年6月 // 常務執行役員長岡鉱業所長 平成18年6月 // 常務取締役長岡鉱業所長 平成19年6月 // 常務取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) ㈱ジャベックスエネルギー 取締役	2,700株
6	い び とし お 揖斐 敏夫 (昭和24年3月4日生)	昭和47年5月 通商産業省入省 平成13年1月 同省大臣官房技術総括審議官 平成16年9月 当社顧問 平成17年6月 // 執行役員 平成18年1月 // 執行役員札幌鉱業所長 平成18年6月 // 常務執行役員札幌鉱業所長 平成19年6月 // 常務取締役札幌鉱業所長 平成20年11月 // 常務取締役海外本部副部長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 日本コールベッドメタン㈱ 代表取締役社長 ㈱ユニバースガスアンドオイル 代表取締役社長 カナダオイルサンド㈱ 取締役 エネルギー メガ プラタマ社 取締役	2,300株
7	さい どう みつる 斉藤 満 (昭和25年6月19日生)	昭和48年4月 当社入社 平成11年6月 // 総務部長 平成15年6月 // 人事部長 平成17年6月 // 執行役員人事部長 平成18年6月 // 常務執行役員 平成19年6月 // 常務取締役 平成22年6月 // 常務取締役海外本部長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) カナダオイルサンド㈱ 代表取締役社長	2,400株
8	まつ もと じゅん いち 松本 潤一 (昭和24年9月27日生)	昭和48年4月 当社入社 平成18年6月 // 執行役員 平成19年6月 // 常務執行役員開発本部副部長 平成20年6月 // 常務取締役開発本部副部長 平成21年4月 // 常務取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) カンゲアン エナジー インドネシア社 社長	500株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
9	お ぐら のぶ ゆき 小 棕 伸 幸 (昭和27年5月14日生)	昭和50年4月 当社入社 平成13年4月 // 探鉱本部海外探鉱二部長 平成15年4月 // 探鉱本部海外探鉱部長 平成18年6月 // 執行役員 平成20年6月 // 常務取締役探鉱本部副本部長 平成22年6月 // 常務取締役探鉱本部長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) ㈱地球科学総合研究所 取締役 日本海洋石油資源開発㈱ 取締役	3,200株
10	もり たに のぶ あき 森 谷 信 明 (昭和27年2月2日生)	昭和49年4月 当社入社 平成16年6月 // 開発本部操業管理部長 平成19年6月 // 常務執行役員 平成20年11月 // 常務執行役員札幌鉱業所長 (のち 北海道鉱業所長) 平成22年6月 // 常務取締役北海道鉱業所長 (現在に至る)	1,500株
11	やまと や ひとし 大 和 谷 均 (昭和26年6月5日生)	昭和51年4月 当社入社 平成11年6月 // 営業本部営業開発室長 平成13年12月 // 営業本部営業一部長 平成19年6月 // 執行役員営業本部副本部長 平成21年6月 // 常務執行役員営業本部副本部長 平成21年11月 // 常務執行役員営業本部副本部長 兼 営業二部長 平成22年5月 // 常務執行役員営業本部副本部長 平成22年6月 // 常務取締役営業本部長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 東北天然ガス㈱ 取締役 北九州エル・エヌ・ジー・ローリー販売㈱ 取締役	1,300株
12	なか やま かず お 中 山 一 夫 (昭和25年8月4日生)	昭和48年4月 当社入社 平成19年6月 // 常務執行役員探鉱本部長補佐 平成21年6月 // 常務執行役員海外本部副本部長 平成22年2月 // 常務執行役員イラク事業推進 本部長補佐 (現在に至る)	1,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
13	おぎの きよし 荻野 清 (昭和25年10月22日生)	昭和52年4月 当社入社 平成19年5月 // 海外本部海外二部長 平成20年7月 // 海外本部海外一部長 平成21年6月 // 執行役員開発本部副本部長 平成22年4月 // 執行役員開発本部部長 平成22年6月 // 常務執行役員開発本部部長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 日本海洋石油資源開発(株) 取締役	800株
14	かわ かみ かず お 河上 和雄 (昭和8年4月26日生)	昭和33年4月 検事任官 昭和58年1月 東京地方検察庁特別捜査部長 平成元年9月 最高検察庁公判部長 平成3年5月 弁護士登録(第一東京弁護士会) (現在に至る) 平成19年6月 当社取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 弁護士	1,000株

- (注) 1. 各候補者のうち、現に当社の取締役である候補者の当社における担当につきましては、本招集ご通知15ページに記載のとおりであります。
2. 候補者 松本潤一氏は、カンゲアン エナジー インドネシア社 社長を兼務し、当社は同社に資金の貸付を行っております。
なお、その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 候補者 河上和雄氏は社外取締役候補者であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合引き続き独立役員となる予定です。
4. 候補者 河上和雄氏は、直接に企業経営に関与した経験はありませんが、法律の専門家としての知識及び経験に基づく、当社経営に対する監督と幅広い提言による当社のより適正な業務執行を期待し、社外取締役として適任と判断し候補者いたしました。
5. 候補者 河上和雄氏の当社社外取締役就任後の年数は、本総会終結の時をもって4年となります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 角谷正彦氏は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
かど たに まさ ひこ 角 谷 正 彦 (昭和11年2月14日生)	昭和33年4月 大蔵省入省 平成2年6月 国税庁長官 平成6年12月 中小企業金融公庫総裁 平成14年4月 ㈱みずほコーポレート銀行顧問 平成15年6月 当社監査役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) みずほ証券㈱社外監査役、平和不動産㈱社外監査役 ㈱プロネクサス社外監査役	—

- (注) 1. 候補者 角谷正彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 同氏は社外監査役候補者であります。また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合引き続き独立役員となる予定です。
3. 同氏は、官庁や民間企業等での豊富な経験や高い識見に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、社外監査役として当社の経営に資することが大きいと判断し、候補者となりました。
4. 同氏は、直接に企業経営に関与された経験はありませんが、これまでも当社の業務執行について、豊富な経験と高い識見に基づいた適切な助言をいただいております。候補者となりました。
5. 同氏の当社社外監査役就任後の年数は、本総会終結の時をもって8年となります。
6. 同氏が非常勤の監査役を兼任しているみずほ証券㈱は、平成19年10月に金融庁より業務改善命令を受けました。同氏は当該事実につきまして関与しておりません。また、事実発生後には、再発防止について意見表明を行うなど、その職責を果たしております。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役 讃良紀彦氏は退任することとなりました。

つきましては、その在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

同氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
さわ ら のり ひこ 讃 良 紀 彦	平成16年6月 当社取締役長岡鉱業所長 平成17年6月 // 常務取締役探鉱本部長 平成18年10月 // 専務取締役探鉱本部長 平成20年6月 // 代表取締役副社長 (現在に至る)

第5号議案 役員賞与支給の件

当事業年度に在籍した取締役17名（社外取締役1名を含む。）及び監査役4名に対し、従来の支給額及び当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与を総額69,490,000円（取締役分64,690,000円、監査役分4,800,000円）支給することといたしたく存じます。

第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成20年6月25日開催の当社第38回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）について、株主の皆様のご承認をいただきましたが、旧プランは、本定時株主総会の終結の時をもってその有効期間が満了することになります。

当社は、旧プランの有効期間満了に先立ち、平成23年5月13日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、旧プランの内容を一部改定した上、更新すること（以下「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。）といたしました。

つきましては、当社定款第12条に基づき、下記2.「提案の内容」の要領により新株予約権無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任していただくことをお願いするものであります。

1. 提案の理由

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条

件よりも有利な条件をもたらすために買取者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を執ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 本更新の目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記(1)に記載した基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株券等に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

2. 提案の内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

買取者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買取者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や、当社株券等の大量買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を充たす場合には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が原則として買取

者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権の無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会において、その客観的な判断を経ることとしています。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしています。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①もしくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵を行う者の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定める手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は記名捺印を行った代表者の資格証明書（以下これらをあわせて「意向表明書」と総称します。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等

の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した様式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」、本更新時における独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。

独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社は、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社に追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁸、特別関係者及び買付者等を被支配法人等⁹とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、法令等の遵守状況、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引及び当社の株券等に関する過去の取引の詳細等を含みます。）¹⁰
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の価額及びその算定根拠
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 買付等の後における当社の株主の皆様、当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する

対応方針

- ⑦ 買付者等の国内外の法規制（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び外国の競争法を含みます。）への抵触可能性に関する具体的情報
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び追加的に提出を求めた情報（もしあれば）を受領した場合、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（当社グループの事業の規模、性格、多様性等を考慮し、原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①記載のとおりの情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）を受領してから適切な期間（当社グループの事業の規模、性格、多様性等を考慮し、原則として最長60日とします。）が経過するまでの間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下「発動事由」と総称します。）のいずれかに該当すると判断した場合には、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。なお、独立委員会は、ある買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2（以下「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては全ての本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について発動事由に該当しないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間（延長された場合には延長後の期間を含む。以下同じ。）の満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らないと判断する場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、延長期間の合計は、原則として30日を上限とします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討、協議・交渉等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会により上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、下記(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従い決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際し、①上記(e)に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、又は、②ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、株主総会の開催に要する時間等の諸般の事情を考慮のうえ、善管注意義務等に照らして、株主意思を確認することが適切であると判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、関連する法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、意向表明書・買付説明書を提出せずに買付等を行う買付者等の存在が判明した場合には、かかる事実、独立委員会検討期間が開始した事実並びに独立委員会検討期間の延長が行われた場合には、かかる事実、延長期間及びその理由を含みます。）を、独立委員会による勧

告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することに相当性が存する場合

発動事由その2

以下の各号のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することに相当性が存する場合

(a) 次に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社グループに係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 買付者等による買付等の後の経営方針又は事業計画等の内容が不十分又は不適当であるため、エネルギーの安定供給の確保又は需要家の利便の確保に重大な支障をきたすおそれがあること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- (4) 本新株予約権の無償割当ての概要
- 本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。
- (a) 本新株予約権の数
- 本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。
- (b) 割当対象株主
- 割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。
- (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
- 本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
- (d) 本新株予約権の目的である株式の数
- 本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)項の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者¹¹、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ) 特定大量買付者¹²、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者¹³（以下(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由¹⁴が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細（非適格者の本新株予約権の取扱いに関する事項を含みます。）は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の決議による、本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間と同じく、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、その有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主の皆様の不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成23年5月13日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
5. 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
6. 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
7. 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
8. 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
9. 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
10. 買付者等がファンドの場合は、各組員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
11. 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
12. 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
13. ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

14. 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が、(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができること等が例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

以 上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役（選任される予定の者を含む。）、(ii)当社社外監査役（選任される予定の者を含む。）、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施、本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得、当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が独立委員会に諮問した事項についての決定、その他本プラン所定の事項等を行う。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会委員略歴

本更新時における独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

河上 和雄（かわかみ かずお）

（昭和8年4月26日生）

職 歴

昭和33年4月	検事任官
昭和58年1月	東京地方検察庁特別捜査部長
平成元年9月	最高検察庁公判部長
平成3年5月	弁護士登録（第一東京弁護士会）（現在に至る）
平成19年6月	当社取締役（現在に至る）

※河上和雄氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役候補者であり、本定時株主総会にて選任後、就任する予定です。

※同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

角谷 正彦（かどたに まさひこ）

（昭和11年2月14日生）

職 歴

昭和33年4月	大蔵省入省
平成2年6月	国税庁長官
平成6年12月	中小企業金融公庫総裁
平成14年4月	㈱みずほコーポレート銀行顧問
平成15年6月	当社監査役（現在に至る）

※角谷正彦氏は、会社法第2条第16号に規定される社外監査役候補者であり、本定時株主総会にて選任後、就任する予定です。

※同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

坂田 桂三（さかた けいぞう）

（昭和15年1月4日生）

職 歴

昭和41年4月	検事任官
昭和44年4月	日本大学法学部専任講師
昭和44年6月	弁護士登録（東京弁護士会）（現在に至る）
昭和49年7月	日本大学法学部助教授
昭和55年4月	同大学法学部教授
平成18年7月	同大学法学部長
平成18年7月	同大学理事
平成22年1月	同大学名誉教授（現在に至る）

※坂田桂三氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

(ご参考) 買収防衛策のための新株予約権無償割当てに関するQ&A

本Q&Aは、株主総会参考書類としてではなく、本プランについてわかりやすく説明することを目的として参考として添付されるものです。正確かつ詳細な内容については、本招集ご通知59ページ以降及び当社の平成23年5月13日付プレスリリース「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照下さい。

Q 1. 買収防衛策更新の目的は何ですか。

- A. 第6号議案にてご承認をお願いしております本プランは、当社株式の大量買付が行われる場合の当社における手続を定め、その際、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断したり、当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保するとともに、買付者等との協議・交渉の機会等を確保するためのものです。当社としては、以上のとおり、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることに資するものと考えているため、既存の買収防衛策の有効期間満了を受け、買収防衛策を更新することといたしました。

Q 2. 今回更新される買収防衛策について前回のプランとの違いは何ですか。

- A. 本プランと前回のプランとの主な変更点は、①買付者等が買付等を行うに際して採るべき手続の整理を行ったこと、②当社より買付者等に対して提供を求める情報の項目について整理を行ったこと、③本プランを発動して新株予約権の無償割当てを実施するための要件について整理を行ったこと、及び、④本新株予約権の概要の整理を行ったことなどであります。

Q 3. 本プランの概要を説明して下さい。

- A. 本プランは、有事の際に新株予約権の無償割当てを行う事前警告型ライセンスプランです。具体的には、次のような内容を有しています。
- ① 当社が発行者である株券等について20%以上の買付等を行うことを希望する買付者等は、予め本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書及び買付内容等の検討に必要な情報等を記載した買付説明書を当社に対して提出していただきます。
 - ② 取締役会は、買付説明書を速やかに独立委員会に送付し、独立委員会は、取締役会に対し、上記買付内容に対する意見や根拠資料、これに対する代替案（もしあれば）等を提出するよう求めることがあります。
 - ③ 独立委員会は、買付者等や取締役会から情報を受領した後、外部専門家等の助言を独自に得つつ、買付内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉等を行います。
 - ④ 買付者等が、本プランの手続を遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害すると認められる場合で、かつ、これに対抗することが相当であると認められる場合には、当社は、必ず独立委員会の判断を経た上で、新株予約権の無償割当ての実施を決議することを予定しています。また、当社は、新株予約権の無償割当ての実施に関して株主の意思を確認することもあります。
 - ⑤ 本プランを発動する場合に割当てられる新株予約権には、買付者等による権利行使は原則として認められないという行使条件、及び当社が原則として買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されています。これにより買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大で約50%

まで希釈化される可能性があります。

Q 4. 当社の買収防衛策は合理性が高いと聞いていますが、具体的にどのような点で合理性が高いのでしょうか。

A. 本プランの合理性を示す特徴は次のとおりです。

項 目	当 社 の 買 収 防 衛 策
株 主 意 思	<ul style="list-style-type: none"> ・本総会において承認を得ることにより株主意思を反映。 ・有効期間満了前でも、株主総会において廃止する旨の決議がなされた場合、または取締役会で廃止する旨の決議がなされた場合には、その時点で廃止されることから、本プランの消長には株主意思が反映。
独 立 委 員 会	<ul style="list-style-type: none"> ・独立性のある社外取締役等により構成される独立委員会を設置。 ・当初の独立委員会委員は、独立性のある社外取締役1名、社外監査役1名及び社外有識者1名により構成。 ・防衛策の発動に際しては、必ず独立委員会が所定の具体的な要件を判断した上で行う勧告を経ることが必要。 ・当社の費用で第三者専門家の助言を受けることができる。
手 続 開 始 要 件	20%以上の議決権保有、または20%以上の議決権取得をめざす公開買付け等。
発 動 要 件	合理的かつ客観的な要件の設定。
有 効 期 間 (サンセット条項)	3年間
取 締 役 会 の 構 成	取締役全14名（ただし、本総会において本招集ご通知53ページから57ページまでに記載の取締役候補者全員が選任された場合）中、1名が独立性のある社外取締役。
廃 止	株主総会決議または取締役会決議によりいつでも廃止可能（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できないデッドハンド型でも、発動を阻止するのに時間がかかるスローハンド型でもない）。
目的・発動要件・ 手続等情報開示	プレスリリース、株主総会の議案・参考書類、及び株主総会等において十分な情報開示を行う。
招 集 通 知 の 発 送	株主総会の3週間前である6月2日（木曜日）に発送。

Q 5. 本プランの更新によって株主にはどのような影響があるのでしょうか。

A. 本プランの更新時にあたっては、新株予約権無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。

次に、買付者等が出現し、本プランが発動されたときは、買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権が無償で割当てられます。新株予約権の無償割当てを受けた株主の皆様は、行使期間開始日後、新株予約権の目的たる当社株式1株当たり1円を下限

とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式の交付を受けることができます。仮に株主の皆様がこのような行使手続を行わなければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

もつとも、当社が、新株予約権を取得すると引換えに当社株式を交付する場合には、買付者等以外の株主の皆様は、ご自身で行使手続を行うことなく、相応の当社株式の交付を受けることができます。当社がかかる取得の手続を行った場合、買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをしなくとも、当社株式を受領することができますので、結果的には、保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

Q 6. 新株予約権無償割当てが実施された場合には、株主はどのような手続を行う必要があるのでしょうか。

A. ① 新株予約権の行使

新株予約権無償割当てにより割当てられた新株予約権を行使する場合には、株主の皆様は、行使期間内に、原則として、新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（株主の皆様が行使条件を充足すること等の表明保証条項等を含む当社所定の書式によります。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を提出した上、原則として、行使期間内に、行使価額に相当する金銭を払い込んでいただきます。

② 当社による新株予約権取得の手続

当社取締役会が新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付する旨の決定をした場合、当社は、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付します。この場合、株主の皆様には、当社所定の書式による書面の提出をお願いする場合があります。

Q 7. 新株予約権無償割当てにより割当てられる新株予約権の行使条件のなかで、外国の適用法令上、新株予約権の行使にあたり所定の手続等が必要とされる非居住者（外国居住者）も、原則として新株予約権を行使することができないとされていますが、非居住者はこの本プランにより不利益を被るのでしょうか。

A. まず、非居住者である株主の所在する国において適用法令上、新株予約権の行使に際して証券の登録義務の履行等の所定の手続を履行する等の必要が存しない場合には、かかる非居住者も新株予約権を行使することができます。

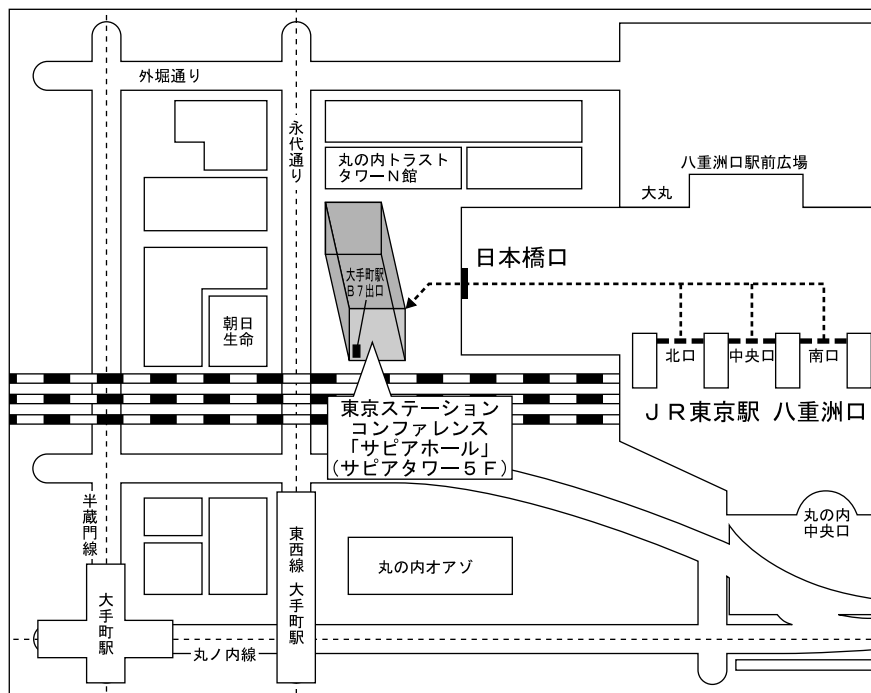
また、当該非居住者である株主の所在する国において新株予約権の行使に際して証券の登録義務等の所定の手続が課される場合であっても、適用除外規定が利用できる場合等は、当該適用除外規定の要件を充足することを条件として、原則として新株予約権を行使することができます。

さらに、当該非居住者の有する新株予約権について当社による取得条項の発動による取得の対象としても適用法令に抵触しない場合には、当社による当社株式を対価とした新株予約権の取得がなされれば、これらの非居住者に対しても当社の株式が交付されることになります。

以 上

株主總會会場案内図

東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
東京ステーションコンファレンス「サピアホール」(サピアタワー5階)
電話 03 (6888)-8080 (代表)



- J R 東京駅 八重洲北口改札口より徒歩4分
- 新幹線専用改札口(日本橋口)より徒歩2分
- 地下鉄 大手町駅B7出口より徒歩2分
(地下鉄をご利用の場合、東京メトロ東西線大手町駅が最寄駅となります。)